

入札公告

三原市が発注する次の工事について、条件付一般競争入札を実施しますので、三原市契約規則（平成17年規則第63号）第9条の規定により公告します。

なお、本件は三原市建設工事条件付一般競争入札実施要綱に基づき執行します。

また、広島県内の地方公共団体等が共同で運営する電子入札等システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して開札までの手続きを行う電子入札案件であり、事務取扱は、三原市電子入札実施要領の適用があります。

令和2年7月1日

三原市長職務代理者
三原市副市長 大西 英之

1 工 事 名	道路災害復旧工事（市道幸崎町80号線外 1 箇所）		
2 工 事 場 所	三原市幸崎町渡瀬		
3 建設工事の種類	土木一式工事		
4 工 事 概 要	施工延長 L=34m 土工 一式 ブロック積工 A=78m ² 舗装工 A=39m ² 植生工 A=35m ²		
5 工 事 期 間	任意着手方式により、余裕期間を設定します。（別紙のとおり）		
6 予 定 価 格	7,475,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）		
7 入札参加資格要件			
①対象工事に係る業種について、建設業の許可を受けた営業所等の所在地	三原市内に本店を有する者		
②平成31・令和2年度三原市建設工事入札参加資格者として認定されている業種	土木一式工事		
③平成31・令和2年度三原市建設工事入札参加資格者として認定されている格付	A・B・C・D		
④施工実績	問わないものとします。		
⑤建設業の許可別	特定建設業又は一般建設業の許可を受けている者		
⑥技術者	対象工事に必要な技術者としての資格を有する者を配置できる者	入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者	
⑦その他	・この工事には、最低制限価格を設定しています。 ・入札時に工事費内訳書の提出が必要です。 ・専任技術者証明書（建設業許可申請時・変更時含む。）の写しを提出してください。 ・現場代理人についても、社会保険証等の写しを提出してください。		
8 提 出 書 類	条件付一般競争入札参加希望兼誓約書（様式第2号）を電子入札システムにより提出してください。		
9 契 約 保 証 金	必要とします。		
10開札までの日程	①入札参加希望書受付期間	令和2年7月1日（水）から令和2年7月8日（水）までのそれぞれ午前9時から午後5時まで（ただし、土・日曜日、祝日を除く。）	
	②資格確認結果通知	令和2年7月9日（木）以降	
	③質問書提出期限	令和2年7月8日（水）午後5時（メール送信後0848-67-6093に直ちに電話すること）	
	④質問書提出先	財務部契約課（E-mail keiyaku@city.mihara.hiroshima.jp）	
	⑤質問に対する回答期限及び方法	令和2年7月14日（火）三原市ホームページに掲載 回答準備ができたものから順次回答する。	
	⑥入札書受付期間	令和2年7月15日（水）及び令和2年7月16日（木） 1日目は午前9時から午後5時、2日目は午前9時から午後4時	
	⑦開札日時	令和2年7月17日（金）9時20分	
	⑧開札場所	三原市役所本庁舎3階 会議室303	
11設計図書等	①閲覧期間	令和2年7月1日（水）から令和2年7月16日（木）まで	
	②閲覧場所	三原市ホームページに掲載	
12注 意 事 項	・三原市建設工事条件付一般競争入札公告の基本事項及び三原市電子入札実施要領を確認のうえ、三原市が定める入札条件・入札心得に従って下さい。 ・落札者は、対象工事に必要な技術者としての資格を有する者を配置し、現場代理人及び主任技術者届を提出してください。現場代理人及び技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限ります。技術者を配置することができない場合は、落札決定を取消すこととなります。		

余裕期間制度適用工事について

- 1 本工事は、任意着手方式により、余裕期間を設定した工事です。
- 2 本工事の実工期は、161 日間とします。本工事の工事着手期限日は、令和 2 年 9 月 18 日とし、工事完成期限日は、令和 3 年 2 月 25 日とします。
落札者は落札決定後、工事着手予定日及び実工事終期を届け出るものとします。
- 3 受注者は、契約日から工事着手日の前日までの期間は、現場代理人、主任技術者及び監理技術者を配置することを要しません。
現場代理人、主任技術者及び監理技術者の配置に係る要件は、工事着手日時点で満たしている必要があります。
- 4 現場代理人、主任技術者及び監理技術者は、入札参加希望書提出日の 3 ヶ月以上前から継続して雇用関係にある者に限ります。
- 5 契約日から工事着手日までの工事現場の管理は、発注者の責任において行います。
- 6 受注者は、余裕期間内に資材等の準備を行うことはできますが、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等を含め、工事の着手を行うことができないものとします。
- 7 受注者は、工事着手日より前に前払金の支払いを請求することができないものとします。
- 8 その他、余裕期間制度適用契約工事については、「三原市建設工事余裕期間制度適用契約実施要領」によるものとします。